

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

入札監視委員会（第57回）議事概要

開催日時	令和6年（2024年）8月1日（木）14:00		
場所	下関市役所本庁舎西棟5階大会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学教授）		
審査対象期間	令和5年10月1日 ～ 令和6年3月31日		
審査対象総件数	253 件	(抽出工事名称)	
及び 抽出 事案 数	一般競争入札	175 件	下関市立しものせき水族館（海響館）改修及び アシカ展示施設電気設備工事
			東部排水区雨水渠布設工事（第2工区）
	随意契約	78件	下関市立大学屋外環境整備工事
議事事項	○総合評価方式を適用する工事の落札者決定基準について		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり		
指名停止措置の運用状 況報告	8件8者		
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	特になし		

別紙

意見・質問	回答
<p>下関市立しものせき水族館（海響館）改修及びアシカ展示施設電気設備工事</p>	
<p>最低制限価格算出における、現場管理費相当額は具体的にどのような内容のものか。現場管理費相当額の計上理由と計算の方法は。</p> <p>特殊な管工事や、電気工事の場合では、相当額が出てくるということか。</p> <p>現場管理費は実際、費用がかかるものか。名目上計算の方法としてあるのか。</p> <p>実際にも、必ずかかる費用なのか。</p> <p>工期が3か月ほど延びているが、これは主体工事が不調により、3か月間着手できなかったため、延びたという認識でよいか。</p>	<p>通常現場管理費は率計算と積み上げの計算。</p> <p>現場管理費相当額については直接工事費に0.1を掛けたもの。</p> <p>営繕工事については、この最低制限価格の算出方法で行っている。</p> <p>割合自体を算出してはいない。直接工事費に0.1を掛けている。</p> <p>営繕工事の場合ではそうである。</p> <p>一律にかかる、国の指導がそうになっている。</p> <p>はい。</p> <p>はい。</p>
<p>東部排水区雨水渠布設工事（第2工区）</p>	
<p>特別簡易型の入札案件なので、点数がわかるように、入札調書を資料として付けたほうがよい</p>	<p>次回より対応する。</p>
<p>下関市立大学屋外環境整備工事</p>	
<p>入札が不調になった原因は何と思われるか。</p>	<p>この工事に限らず、配置技術者が配置できない現状にある。全国的にも技術者の高齢化等があり配置技術者が減少している。また、令和3年か</p>

令和6年3月末を工期として設定され、随契理由を、文科省の許認可の関係で令和6年4月にデータサイエンス学部の開設が絶対必要、ベーカリーの10月営業開始が必要、また、植栽工事との関連を随意契約の理由としているが、結果として工事は10月まで延伸しているが、どのように、この3つの問題をクリアしたのか。

再入札してもよかったのではないか。随意契約は緊急的なものであり、公平性、経済性を考えれば、一般競争入札を行うべき。絶対的な理由になっているか。

随意契約の理由として令和6年4月にデータサイエンス学部開設と述べられているが、結果として4ヶ月延びて工事を行っている。随意契約を行うにあたっては慎重に熟慮するべきではないかと思うが、いかがか。

個々に事情は違うと思うので、その事情に即して、随契理由は説得力のある理由を明示してもらいたい。

入札する時間はなく、致し方ないのではないかと私は考える。

令和4年の市発注工事件数が増加傾向にあるため、配置する人員も必要。そういった工事が増えると配置できる技術者が少なくなり、不調になることが多いと認識している。

令和6年4月にデータサイエンス学部は開設するため、教職員、学生の出入りが発生するデータサイエンス学部棟の出入口周辺だけは、令和6年3月までに完成した。ベーカリーカフェについては、プロムナードとベーカリーカフェの整備を同時並行で行っており、令和6年9月末から10月初めにオープンできるようにしている。

特にデータサイエンス学部棟の出入口は、必ず整備を行っておきたかった。仮に再度入札をした場合は、その部分が確保できなかった見込みもあり、複数の理由をもって随意契約とした。

当初は3月末で完成可能と判断して発注した。しかし、物価高騰等の影響により資材調達に不測の事態が生じ工期延伸したが、データサイエンス学部開設に際して最低限必要な学部棟出入口周辺の整備は3月中に終わらせる等の対応を採った。

随意契約の理由は、しっかり説明できる形でつくりたい。

審 議	
抽出事案 3 件について、特段の意見等なし	
意見・質問	審議結果、回答
(1) 総合評価方式を適用する工事の落札者決定基準について	
<p>(審議) 特段の意見等なし</p> <p>総合評価方式を実施する工事の落札者決定時に、改めて下関市入札監視委員会の意見を聴く必要があるか、それとも改めて意見を聴く必要はないとするか。</p>	<p>総合評価方式を実施する工事の落札者決定時に下関市入札監視委員会の意見聴取を行うこととする。</p>